ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2014 年 10 月 17 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Ⅰ 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第七回 クロスボーダー人民元の規制緩和

中国弁護士 屠 錦寧/上海オフィス顧問 詹 新平/弁護士 濱本 浩平

Ⅱ Lawyer's Eye

商務部の「国外投資管理弁法」－中国企業による国外投資管理が簡素化－

北京オフィス顧問 李 加弟

Ⅲ 中国法令アップデート

- 国家外貨管理局による 34 件の外貨管理規範性書類の廃止・失効の公布に関する通知
- 上海証券取引所滬港通試行弁法
- 情報ネットワークを利用した人身権益の民事紛争案件の審理において適用される法律に関する若干問題の規定
- 最高人民法院による環境民事公益訴訟事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(意見募集稿)
- 欠陥自動車製品リコール管理条例実施弁法(意見募集稿)
- 国家税務総局による「税務登記管理弁法」の改正に関する決定(意見募集稿)

Ⅳ 中国万感

テニスが熱い！～李娜の引退と錦織の活躍～ 弁護士 中川 裕茂

© Anderson Mori & Tomotsune

特別連載

Ⅰ　中国（上海）自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第七回　クロスボーダー人民元の規制緩和

中国弁護士　屠　錦寧/上海オフィス顧問　詹　新平/弁護士　濱本　浩平

中国ではクロスボーダー人民元による取引・決済は経常項目については 2009 年から、対中直接投資についても 2011 年から段階的に開放され、直近では経常取引については昨年 7 月、対中直接投資については本年 1 月に、当局や銀行での手続を簡素化する通知が出されている[1]。しかしながら現在においてもクロスボーダー人民元取引を銀行で行う際にはそれに先だって少なくない書面を準備する必要があるほか、銀行がそれらの書面を逐一確認するために取引に時間を要するという状況であり、まだ実際にクロスボーダー人民元取引が選択されることは多くない状況だったと思われる。

このような状況のなかで、上海（中国）自由貿易試験区（「自貿区」）では、今年 2 月に公表された「中国人民銀行上海本部による中国（上海）自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用拡大支持に関する通知」[2]（「自貿区通知」）によりクロスボーダー人民元取引についての規制緩和が図られており、更に自貿区外でも、今年 6 月に公表された「中国人民銀行による「国務院弁公庁による対外貿易の安定的成長に関する若干意見」の貫徹・具体化に関する指導意見」[3]（「PBOC 意見」）により、自貿区内で実施されている規制緩和が全国にも拡大される方向が示されている。そこで本号からはクロスボーダー人民元の規制緩和に関する今年の動きを概観する予定である。ポイントは以下の 4 点と思われ、本号ではまず始めの 2 点を取り上げる。

- 人民元決済手続の簡素化
- 人民元建て外債借入
- クロスボーダーでの人民元キャッシュプーリング・集中決済業務
- 決済サービス機関による人民元決済

その 1　人民元決済手続の簡素化

クロスボーダー人民元を用いた決済は、従前、経常項目（例えば売買代金やロイヤルティの送金）については業務の証憑等（契約書等）、対中直接投資（例えば外商投資企業の新規設立・増資に伴う資本金の払込みや持分譲渡代金の支払い等）については商務部門での認可手続完了の証明書の提出が必要とされていた。これらについて、まず今年 2 月に自貿区内で自貿区通知により、続いて今年 6 月には自貿区外でも PBOC 意見により、法令レベルでは試験区内外を問わず銀行宛てに受取指図書又は支払指図書を提出すれば足りるとされるに至った。しかしながら、当職

[1] なお、クロスボーダー人民元に関する規制にはこのほかに中国からの対外投資に関するものがあるが、本稿では紹介を省略する。
[2] 中国人民银行上海总部关于支持中国（上海）自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知
[3] 中国人民银行关于贯彻落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》的指导意见

© Anderson Mori & Tomotsune

らが自貿区内外の商業銀行に照会したところによると、実務上は以下の様に従前と取扱いに大きな変化はないようである。

	従前	現状
経常項目	銀行に対して業務の証憑（例えば、契約書・インボイス等）又はクロスボーダー人民元決済受取・支払説明書の提出が必要 （根拠法令） クロスボーダー人民元業務フローの簡素化及び関連政策の完全化に関する通知[4]	PBOC 意見及び自貿区通知では受取指図書又は支払指図書のみ。 ただし実務上は銀行により従前と同様の書面の提出が要求されているようである。 ※自貿区については自由貿易口座を使用したクロスボーダー決済については窓口レベルでも簡素化がされているようであるが、自由貿易口座の利用自体がまだ一般的ではない。
対中直接投資	関連部門の認可・届出等の関連資料の提出が必要 （根拠法令） 外商直接投資人民元決済業務管理弁法[5] 外商直接投資人民元決済業務取扱細則の明確化に関する通知[6]	PBOC 意見及び自貿区通知では受取指図書又は支払指図書のみ。 ただし実務上は銀行により従前と同様の書面の提出が要求されているようである。

その２　　人民元建ての外債借入れ

中国企業が国外の金融機関や会社から借入を行うことは「外債」と呼ばれている。外債による資金調達はこれまで外商投資企業については一般的であったが、中国資本企業においては下表左側の様な厳格な規制が置かれていたため一般的ではなかった。
自貿区では中国資本企業に対するクロスボーダー人民元での外債の規制を緩和し、特段の許認可なく銀行に開設した専用口座を通じて借入を行うことができるようになっている（下表右側参照）。
また、借入の上限も自貿区外と異なるものが設定されている。
なお、蘇州工業園区や天津エコシティ等、自貿区外でも自貿区内と同様の上記特例が認められている地域があるが、PBOC 意見は人民元建ての外債借入には言及をしておらず、特例が存在する地域以外の自貿区外での運用は従前と変わりない。

	自貿区外	自貿区内
事前認可	【中国資本企業】 中長期外債：国家発展改革委員会における個別の認可 短期外債：外貨管理局における残高枠の認定 【外商投資企業】 不要	（中国資本企業・外商投資企業） 不要

[4] 中国人民银行关于简化跨境人民币业务流程和完善有关政策的通知
[5] 外商直接投资人民币结算业务管理办法
[6] 中国人民银行关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知

© Anderson Mori & Tomotsune

	（根拠法令） 外債管理暫定弁法[7] クロスボーダー人民元資本項目業務取扱いの規範化の関連問題に関する通知[8]	
借入の上限	【中国資本企業】 中長期外債：国家発展改革委員会において認可された額 短期外債：外貨管理局において認定された残高枠 【外商投資企業】 「投注差」＝（投資総額）－（登録資本） なお、元本の弁済期が 1 年以上である外債については返済後も借入の上限は回復しない。 （限度額の計算に当たっては外貨建ての外債と人民元建ての外債は合算される。）	払込済み資本金 x 1 x 中国人民銀行上海本部が定める数値（現時点では 1） 元本の弁済期が 1 年以上である外債も返済後は借入の上限が回復する。 なお、自貿区設立前から存在する企業については、自貿区外と同じく「投注差」方式によるか、上記の方法によるか選択が可能。
借入金の使途	（認可がある場合）認可された使途 （認可がない場合）短期外債は固定資産投資等の中長期使途に用いてはならない。中長期外債は流動資金として用いることも可能。	左記に加えて、借入金は区内での生産・経営、区内又は中国国外のプロジェクトのための使用に限定されており、区外での使用はできない。

小括

人民元決済手続の簡素化については、確かに自貿区内外を通じて法令上は銀行が特定の書面を審査することは義務づけられなくなった。しかし、銀行は一般的な義務として引き続き決済を行う取引の真実性・合法性を審査する義務を負担しており、その現れとして、実際の取扱いにおいて、企業に対し従前と同様の書面の提出が要求されているようであり、直ちに企業の利便性が高まったという状況にはないようである。今後も引き続き、人民元決済にあたっては、事前に銀行に必要書類を確認しておく等の対応が必要である。

他方で人民元建て外債については、本通知の公表後まだ半年程度であるが、筆者らの知る限り、既に数件の実例が出ているようであり[9]、今後は自貿区では資金調達に際して人民元建ての外債が現実的な選択肢に入ってくるものと思われる。

以　上

[7] 外债管理暫行办法
[8] 国家外汇管理局综合司关于规范跨境人民币资本项目业务操作有关问题的通知
[9] 例えば、上海自貿区聯合発展有限公司、香江匯発（上海）商業保理有限公司等の例がある。

© Anderson Mori & Tomotsune

― 本連載目次 ―

第 1 回(2014 年 3 月 7 日号)	自貿区の優位性～会社法的視点～
第 2 回(2014 年 3 月 19 日号)	企業年度報告公示制度の内容と展開について
第 3 回(2014 年 4 月 15 日号)	外商投資会社の設立等手続の変更:認可主義→届出主義
第 4 回(2014 年 5 月 1 日号)	外商投資企業に対する外貨管理規制の緩和(総論)
第 5 回(2014 年 7 月 17 日号)	対中直接投資に関する外貨管理の規制緩和 (その 1　外貨登記に関する審査確認権限の銀行への移譲)
第 6 回(2014 年 8 月 5 日号)	対中直接投資に関する外貨管理の規制緩和 (その2　資本金の人民元転の規制緩和)

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ Lawyer's Eye

北京オフィス顧問　李 加弟

商務部の「国外投資管理弁法」－中国企業による国外投資管理が簡素化－

近年来、中国企業による国外投資は、非常に活発である。2013 年の中国の対外直接投資は、1078.4 億ドルとなり、前年度より22.8%も増えた[1]。中国政府も中国企業の国外投資を促進する政策を推し進めている(「簡政放権(行政手続の簡素化、権限の委譲)」)。
中国企業(外国企業が中国国内で設立する外商投資企業も含む。以下同様。)による国外投資には、大きく分けて(1) 発展改革委員会におけるプロジェクト審査手続、(2)商務部(門)における手続、(3)外貨管理局の国外直接投資に関する外貨管理面での手続が必要となる。(1)については、本年 4 月に国家発展改革委員会が「国外投資プロジェクト認可及び届出管理弁法」を公布し、中国企業による国外投資に関するプロジェクト審査手続が大幅に緩和された。(2)については、国家外貨管理局が「国内機構による国外直接投資の外貨管理規定[2]」等の法令により、外貨管理の面も緩和される傾向がある。

このような傾向において、商務部の(2)の手続も他の手続と平仄を合わせる必要性が生じていた。これまで、商務部は、2009 年に公布された旧「国外投資管理弁法[3]」(以下「5 号令」という。)に基づき、すべての国外投資について商務部(門)の審査確認という手続を要求していた。今回商務部は、2014 年 9 月 6 日に新しい「国外投資管理弁法」(以下「3 号令」という)を公布し、本年 10 月 6 日から施行した。中国において法に基づき設立された企業が、新設、合併・買収及びその他の方式を通じて国外で非金融企業を所有もしくは既存の非金融企業の所有権、支配権、経営管理権及びその他の権益を取得する行為には、3 号令が適用されることになる(中国自然人による行為は対象とされていない。)。3 号令によれば、商務部(門)による審査確認の手続は、「敏感な国家及び地域、敏感な業界」への投資に限定されることになり、それ以外は届出管理に移行されることとなった。

一. 5 号令(全審査確認制)から 3 号令(審査確認と届出制)への変更ポイント

3 号令の施行に伴う変更ポイントは以下の通りである。

5 号令	3 号令
商務部又は省レベルの商務部門が、企業によるすべての国外投資について、審査確認する。 中国側投資額が 1 億米ドル以上の場合には商務部から審査確認を得なければならない。また、①中国側投資額が 1000 万米ドル以上 1 億米ドル未満の場合、②エネルギーや鉱産物に関係する場合、③中国内で企業誘致を行う必要がある場合には省レベルの商務部門か	敏感な国家および地域(注 1)、敏感な業界(注 2)に係わる場合のみ、審査確認を実施する。審査確認が必要とされる場合、中央政府の管理監督を受ける中央企業(国有企業)は商務部に審査確認の申請を提出し、その他の企業、地方企業は所在地の省級商務主管部門を通じて商務部に申請を提出する。
	企業によるその他の国外投資については、届出管理を実行する。

[1] 商務部が公表する「2013 年度中国対外直接投資統計公報」による。
[2] 国家外貨管理局 2009 年 7 月 13 日公布、同年 8 月 1 日施行
[3] 商務部 2009 年 3 月 16 日公布、同年 5 月 1 日施行

© Anderson Mori & Tomotsune

ら審査確認を得る必要がある。 その他の国外投資についても審査確認手続を経なければならない。	中央企業は商務部に報告して届出する。その他の企業、地方企業は、所在地の省級商務主管部門に報告して届出を行う。

注 1：審査確認管理を実施する国家とは、中国と国交を結んでいない国家、国連の制裁を受けている国家を指す。必要に応じて、商務部は別途、審査確認管理を実施するその他の国家および地域のリストを公布することができる（なお、執筆の時点においては、同リストは公布されていない。）。

注 2：審査確認管理を実施する業界とは、中国が輸出を制限している製品および技術の輸出に係わる業界、1カ国（地域）以上の利益に影響する業界を指す。

二、3 号令における手続の内容

3 号令による審査確認及び届出手続の内容は、以下の通りである。

審査確認の場合	届出の場合
国外投資の審査確認は、中国の駐在大使（領事）館（経済商業処・室）の意見を聴取しなければならない。駐在大使（領事）館（経済商業処・室）は、意見聴取要求を受け取った日から 7 営業日以内に回答しなければならない。商務部は、中央企業による審査確認申請を受理した後 20 営業日以内（駐在大使（領事）館（経済商業処・室）の意見を聴取する期間を含む）に審査確認を与えるか否かの決定を下さなければならない。 省級商務主管部門は、その他の企業、地方企業の審査確認申請を受理した後、申請が禁止項目に当てはまるか否かについて予備審査を行い、15 営業日以内（駐在大使（領事）館（経済商業処・室）の意見を聴取する期間を含む）に予備審査意見及びすべての申請資料を商務部に送付しなければならない。商務部は、省級商務主管部門の予備審査意見を受け取った後、15 営業日以内に審査確認を与えるか否かの決定を下さなければならない。 審査確認を与える国外投資に対し、商務部は書面の審査確認決定を『証書』として発行する。	届出の場合、「管理システム」を通じて、『国外投資届出表』（以下『届出表』という）を記入、プリントアウトし、社印を押印した後、企業の営業許可証のコピーと共に、商務部又は地方省級商務主管部門に届け出る。 『届出表』の記入が事実どおりで、完全で、法定の要求に合致しており、かつ企業が『届出表』において当該国外投資が禁止項目に当てはまらないことを声明する場合、商務部又は省級商務主管部門は『届出表』を受理した日から 3 営業日以内に届出に関する『証書』を発行する。

また、3 号令においては、上記の審査確認及び届出手続以外に、企業が投資した国外企業が更に国外で再投資を行う場合（国外再投資）についても、届出による商務部（門）に対する報告義務が課せられている。

以上

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕
弁護士 濱本 浩平
弁護士 横井 傑

最新中国法令の解説

＜外貨管理＞

国家外貨管理局による 34 件の外貨管理規範性書類の廃止・失効の公布に関する通知

[ポイント] 本通知は、国家外貨管理局が18件の外貨管理に関する規範性書類を廃止し、16件について失効したことを公布するものである。例えば、「国家外貨管理局総合司の外商投資企業の利益配当送金に関する問題への回答」(2013 年 10 月 29 日公布、匯総復[2013]110 号)が廃止された。また、「国家外貨管理局の外貨管理業務管理を強化することに関する問題の通知」(2010 年 11 月 9 日公布、匯発[2010]59 号)は失効することになった。
(2014 年 9 月 25 日公布、施行)(国家外貨管理局)
[原文] 国家外汇管理局关于公布废止和失效的 34 件外汇管理规范性文件的通知

＜証券取引＞

上海証券取引所滬港通試行弁法

[ポイント] 香港と上海の 2 つの株式市場の相互乗り入れ(「滬港通」。「滬」は上海の別称。)に関する上海側の規則である。上海 A 株を香港市場を通じて売買することは「滬股通」、香港株を上海市場を通じて売買することは「港股通」と呼ばれている。株式の取引は、投資家が各取引所のブローカーへ取引を委託し、ブローカーが取引所の子会社である「証券取引サービス会社」を通じて相手方の取引所で取引を行うという形で行われる。本弁法では(i)「滬股通」に関して香港証券取引所の子会社の「証券取引サービス会社」の条件、取引可能な株券の範囲、決済方法、空売り規制、取引限度額や持株比率規制等の規定、及び(ii)「港股通」に関して取引可能な株券の範囲、決済方法、参加できる投資家の条件等の規定が置かれている。
(2014 年 9 月 26 日公布、施行)(上海証券取引所)
[原文] 上海证券交易所沪港通试点办法

＜訴訟＞

情報ネットワークを利用した人身権益の民事紛争案件の審理において適用される法律に関する若干問題の規定

[ポイント] 本規定は最高人民法院がインターネット等による姓名権、名誉権、プライバシー権等の人身権益の民事紛争に関する適用法規の解釈を示すものである。例えば、不法行為の訴訟管轄は、不法行為地又は被告の住所地の人民法院が原則であるが、本規定では、不法行為地には非侵害行為の行われた最終端末の所在地を含むことが明確にされている。
(2014 年 10 月 9 日公布、施行)(最高人民法院)
[原文] 最高人民法院关于审理利用信息网络侵害人身权益民事纠纷案件适用法律若干问题的规定

最高人民法院による環境民事公益訴訟事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(意見募集稿)

[ポイント] 本規定は、社会公共利益を毀損する又は社会公共利益に重大なリスクを有する環境汚染、生態系破壊行為にかかる訴訟事件の手続きを定めるものである。特殊な類型の訴訟であ

© Anderson Mori & Tomotsune

ることから、原告適格・被告適格、管轄、受理公告、挙証責任の軽減、責任負担方式、公益訴訟と私的訴訟の関係に関する規定等について民事訴訟法の特則が定められている。特にその公益性への配慮から、立件後の受理公告を受けて他の原告適格者が訴訟参加できる点や、多彩な責任負担方式が定められているのが特徴的である。
（意見募集期間：2014 年 10 月 1 日～31 日）（最高人民法院）
［原文］ 最高人民法院关于审理环境民事公益诉讼案件适用法律若干问题的解释（征求意见稿）

＜自動車製品リコール＞
欠陥自動車製品リコール管理条例実施弁法（意見募集稿）
［ポイント］ 2013 年 1 月 1 日から「欠陥自動車製品リコール管理条例」が施行されているところ、本実施弁法（意見募集稿）では、事業者のリコール中の責任と義務に関する詳細な規定を置く他に、部品製造者もリコール管理弁法の規定に組み入れ、協力義務を負わせることを明確にしている。
（意見募集期間：2014 年 10 月 13 日～30 日）（質検総局）
［原文］ 缺陷汽车产品召回管理条例实施办法（征求意见稿）

＜税務＞
国家税務総局による「税務登記管理弁法」の改正に関する決定（意見募集稿）
［ポイント］ 本決定は、近年の行政による審査事項の削減及び下位行政機関への業務移管の流れを受け、税務登記に関する手続の簡略化を図ったものである。設立登記、変更登記等の申請において従前税務登記証の発行には審査が必要であったところ、かかる審査が廃止されたり、手続きに要する期間が短縮される等の改正がなされている。
（意見募集期間：2014 年 10 月 14 日～27 日）（国家税務総局）
［原文］ 国家税务总局关于修改《税务登记管理办法》的决定（征求意见稿）

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【テニスが熱い！～李娜の引退と錦織の活躍～】

弁護士　中川　裕茂

2014 年 9 月 19 日、一人の中国人テニスプレーヤーが表舞台を去った。
李娜(リ　ナ)である。
李娜は、数ある中国人アスリートの中でも異彩を放っていた。
彼女は、言うまでもなく、中国のテニスプレーヤーNo.1 であり、アジアの No.1 でもあった。2011 年の全仏オープンと 2014 年全豪オープンで女子シングルス優勝。自己最高ランキングはシングルス 2 位。アジアで男女通じて No.1 である。
彼女は、中国ではその発言で物議を醸し出すことが多い。例えば、“我只是一名网球运动员，我来这里不是为了我的国家。”（私は一人のテニスプレーヤーであって、ここに来たのは国のためではない。）。中国は、挙国体制でアスリートを育てるが、彼女は反逆者でもあった。11　歳のときには、コーチの猛特訓に反発し、コーチから一歩も動くなと、彼女が後悔するまでコート端に立つように命ぜられたらしい。これに対して李娜は 3 日間の練習中立ち続けたとのエピソードがある。2008 年以降は国の管理体制から抜け出してトレーニングを行い、自由にコーチを選んでいる。賞金は個人に帰属する。彼女は、「テニスをするのは自分のため。国のためと言える部分はあるかもしれないが、多くは自分のためだ」ときっぱりと言う。反骨の人であり、これがため批判されることもあった。しかし、中国のテニスの友人に言わせると、そのような批判とは無関係に、中国テニスプレーヤー万人の憧れの人であるそうだ。
彼女が 9 月に引退を決めたときのランキングは世界 6 位であった。
一方、錦織圭はこの 10 月に世界ランク 6 位にまで駆け上がった。現コーチであるマイケル・チャンの指導の下、全米オープンに準優勝し、マレーシア・オープンと楽天オープンで連続して優勝したことは記憶に新しい。残念ながら、楽天オープンに続く上海マスターズでは、連戦による疲労により初戦敗退となったが、既にアジアのトッププレーヤーの地位を確固たるものとした。
マイケル・チャンは、錦織にトッププレーヤーに対しても「勝ちに行け」と常々指導しているそうである。そういえば、彼も自己最高世界ランクは2位であった。
マイケル・チャンや李娜、錦織は、アジア人であっても、プロテニスの世界でも活躍できることを若手に身をもって教えてくれる。中国でも若手が育っており、日本でも中川直樹やダニエル太郎等の若手テニスプレーヤーが育っている。頑張れ！アジア人！

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	横井 傑	詹 新平
楽 楽	李 加弟	
屠 錦寧	李 彬	
呉 暁青	安 然	

CONTACT INFORMATION

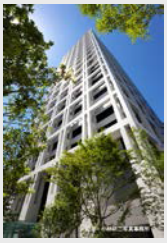

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス
Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com